

7 eLTAX（エルタックス／電子申告）について

給与支払報告書の提出はeLTAX（エルタックス／電子申告）を御利用ください。
給与支払報告書について、税務署への源泉徴収票をe-Taxまたは光ディスク等による提出が義務付けられた事業所は、市区町村に提出する給与支払報告書についても、eLTAXまたは光ディスク等により提出することが義務付けられました。

<eLTAXによる提出>

eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用し、インターネットを通じて給与支払報告書等を提出する場合は事前の準備と登録等の手続きが必要です。

《eLTAXに関する問合わせ先》

電話 0570-081459（ハイシンコク）
ホームページ <http://www.eltax.jp/>

<光ディスク等による提出>

光ディスク等（熊本市では、FD、MO、CD、DVDでの提出を受付）で給与支払報告書等を提出する場合は、事前に申請書を提出のうえ、熊本市長の承認を得る必要があります。

《光ディスク等による提出の問合わせ先》

問合わせ先 熊本市 課税管理課 特別徴収班
電話 096-328-2195
ホームページ <http://www.city.kumamoto.jp/>

電子データによる提出時のお願い

○ 提出の際は、なるべく早めの提出に御協力ください。
（データ不備の場合、再提出をお願いする場合がございます。）

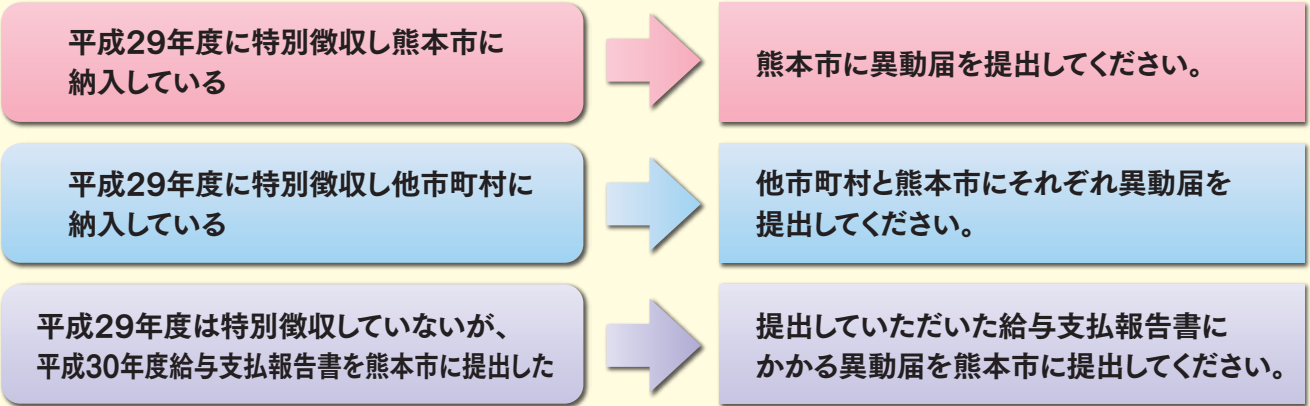
○ eLTAXまたは光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合、普通徴収申請書の提出は省略できますが、特別徴収できない方については、普通徴収項目に「1」を入力（PCdesk利用の場合は普通徴収を選択）し、**必ず摘要の項目に該当する略号（A～E）または略語（4ページの普通徴収申請書の記載内容を参照）を入力いただきますようお願いします。略号（語）の入力がない場合は、特別徴収対象者として取り扱います。**

○ 電子データで給与支払報告書を提出される場合は**重複して紙での提出はされませんよう、御注意ください。**

8 給与支払報告書を提出した後に退職や転勤等があった場合

平成30年度給与支払報告書を提出した後に、退職・休職・転勤・転職等の異動が生じ、**平成30年6月から個人住民税の特別徴収ができなくなる場合は、平成30年4月17日までに下記の表に従って「給与と所得者異動届出書」を提出してください。提出が遅れると、在籍していない方の特別徴収税額決定通知書が届くこととなりますので必ず期限内に御提出をお願いします。**

<異動届の提出先について>



※「給与と所得者異動届出書」の様式は、熊本市ホームページからダウンロードできます。
※年末調整終了後に、従業員の方に住所変更があった場合など、他市町村に提出すべき給与支払報告書を誤って熊本市に提出された場合については、「給与支払報告書誤報届」を提出し、給与支払報告書を正しい市町村へ改めて提出してください。

9 特別徴収の実施について

熊本市は、全国の都道府県及び政令指定都市と共に「個人住民税特別徴収推進宣言」（H26.8.22）のもと、所得税の源泉徴収義務があるすべての事業者に個人住民税の特別徴収を実施していただくこととしております。
法令を遵守し、納税の公平を図るため、個人住民税の特別徴収の更なる推進に努めます。
パート、アルバイト等の勤務形態に限らず、給与所得者は、原則としてすべて特別徴収の対象者となります。
複数の勤務先から給与収入を得ている方は、いずれかの勤務先で特別徴収として御提出ください。支払金額、例年の課税状況を判断し、こちらで特別徴収義務者を指定させていただくこともございます。
乙欄給与として提出される方も、毎月給与の支給がある場合は特別徴収の対象となりますので、御理解と御協力をお願いします。



従業員等のみなさまへお知らせください

給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある方は

確定申告をする際に、確定申告書第2表の「住民税に関する事項」欄に申告することにより、給与・公的年金等以外に係る住民税については、個人での納付（普通徴収）を希望することができます（ただし、給与所得に係る分については給与からの特別徴収です。）。

※徴収方法の選択について記入がない場合は、すべて給与からの特別徴収となります。
※その他、該当する項目について記入がない場合は、住民税の適用を受けることができない場合がありますので御注意ください。

住 民 税	16歳未満の扶養親族の氏名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	別 居 の 場 合 の 住 所	寄 附 金 税 額 控 除
				平 . .		都道府県、市区町村分
				平 . .		居住地の共同基金、国庫支部分
				平 . .		寄附金控除分 市区町村
配当に関する住民税の特例		円	非居住者の特例		給与・公的年金等に係る所得以外（平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択	給与から差引き 自分で納付
配当割額控除額			株式等譲渡所得割額控除額			

10 平成29年分給与所得の年末調整説明会について（全4回）

下記日程で開催の年末調整説明会において、給与支払報告書の提出方法について詳しく説明いたします。今年は会場が変更になっております。お越しの際は、この手引き等を御持参の上、御来場いただきますようお願いいたします。駐車台数が限られておりますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

日程	時間	会場
11月13日（月）	午前10時～12時・午後2時～午後4時	熊本県立劇場（中央区大江2-7-1）
11月14日（火）		

30 給与支払報告書の提出と特別徴収の実施について（お願い）

事業者の皆様へ

日頃から、本市の税務行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
地方税法の規定により、1月1日現在において所得税の源泉徴収義務がある事業者（給与支払者）は、前年中に給与の支払いをしたすべての者（給与所得者）について給与支払報告書を作成し、給与所得者の1月1日における住所地の市町村長に提出しなければならないとされています。
また、熊本県と県内市町村は、所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定し、特別徴収の完全実施に取り組んでおります。
給与支払報告書は、個人住民税の税額計算の基礎となる大切な書類ですので、この手引きを御覧いただき、**平成30年1月31日（水）**までに御提出ください。
平成29年度（平成28年分）以降の給与支払報告書については、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、法人番号及び個人番号の記載が必要となります（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）平成28年1月1日施行）。
短期雇用者、アルバイト、パート、役員など給与をお支払いになったすべての方について給与支払報告書を御提出いただき、特別徴収の実施をお願いいたします。
なお、給与支払報告書提出の際はぜひ**eLTAXを御利用ください（詳細5ページ参照）。**

1 提出先市町村

給与支払報告書は、給与所得者（従業員等）の**平成30年1月1日現在における住所地**の各市町村に提出してください。中途退職者につきましては、退職時の住所地の各市町村に提出をお願いします。
※実際に居住している住所と、住民票の住所が異なる方がいる場合は、住民票の異動手続きを行うよう御説明ください。

2 提出対象者

熊本市では、平成29年1月から12月までに**給与等を支払った方全員**について、支払額の多少にかかわらず御提出をお願いしています。 ※給与支払額が2,000万円を超え年末調整を行わない方や、個人で税務署へ確定申告をされる方についても給与支払報告書の提出が必要です。必ず御提出ください。

3 提出期限

給与支払報告書の提出期限は、平成30年1月31日（水）です。
受付は、随時行っております。期限直前は混み合いますので、**早め**の提出に御協力ください。
区ごと（中央・東・西・南・北）に分けずに、市内全域分を1枚の総括表でまとめて御提出ください。

4 熊本市の提出先及び問い合わせ先

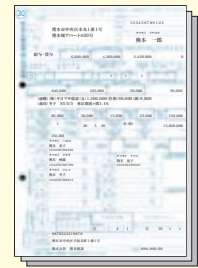
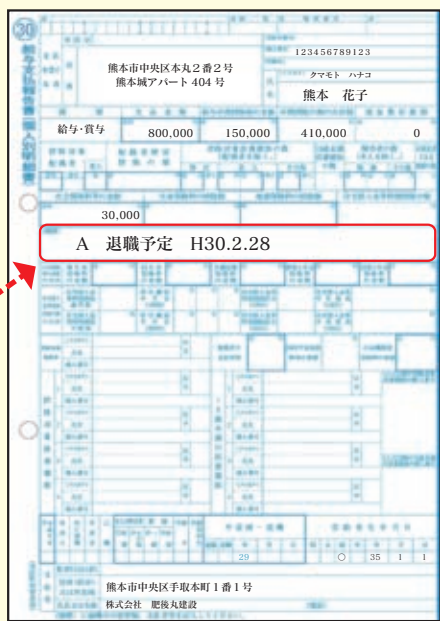
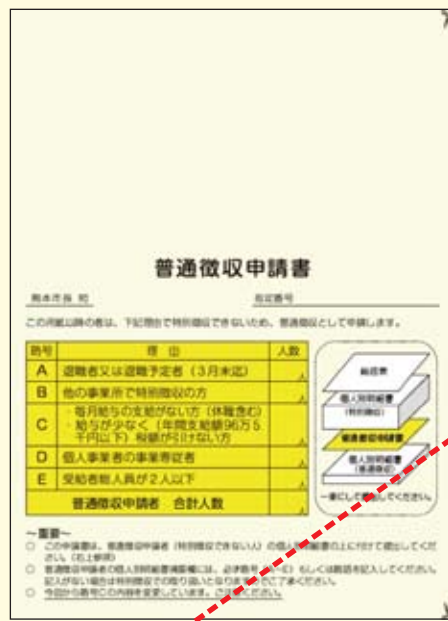
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市役所 課税管理課 特別徴収班
（096）328-2111（代表）（096）328-2195（直通）
直接持参される場合は、熊本市役所2階まで
（給与支払報告書受付窓口 8:30～17:15）

ホームページ
熊本市 給与支払報告書 検索
ホーム > くらし・環境 > 個人市民税・県民税
> 平成30年度 給与支払報告書の提出について



給与支払報告書の記入方法について詳しくは、国税庁作成の「年末調整のしかた」又は国税庁ホームページを御覧ください。

☆本市では、御提出された給与支払報告書の枚数や徴収区分の確認作業等を民間事業者委託いたします。内容確認等で委託業者からお電話をする場合がございますので御協力をお願いします。委託業者につきましては決定次第、ホームページにてお知らせ致します。

[illegible][illegible]

略号	理 由	内 容	略 語
A	退職者又は 退職予定者 (3月末迄)	平成29年中の退職者、平成30年3月末までに 退職予定の方。 ※4月以降の退職については、退職後に異動届 を提出してください。	・退職予定 ○年○月○日 ※退職者は中途就退職欄に 日付を記入してください。
B	他の事業所で 特別徴収の方	他の事業所で支給される給与から市・県民税が 特別徴収されている方(他事業所で特別徴収さ れていることを確認の上記入ください。)	・他事業所特徴
C	毎月給与の支給が ない方(休職含む) 又は 給与が少額の方	・給与の支払いが年間4回など、毎月給与の支 給がない方(アルバイト等についても、毎月支給 がある方は特別徴収となります。) ・給与が少なく(年間支給額96万5千円以下)税 額が引けない方。	・給与年○回払い ・毎月無し ・給与少額 ・休職者
D	個人事業者の 事業専従者	青色・白色申告を行う個人事業主から給与の 支払いを受ける同一生計の親族の方は平成30 年度は普通徴収できることとしています。	・事業専従者 ・専従者
E	受給者総人員が 2人以下	平成30年1月1日現在において、熊本市以外の受 給者も含め総人員2人以下の事業所については、 平成30年度は普通徴収できることとしています。	・2人以下